

令和 7 年 度

豊岡市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

豊岡市監査委員

令和8年8月18日

豊岡市長 門 間 雄 司 様

豊岡市監査委員 羽 尻 知 充
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹
豊岡市監査委員 竹 中 理

令和7年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
審査に付された令和7年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

令和7年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和7年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査に付された令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類、歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員から説明を受けるとともに、質疑の方法も併用した。

3 審査の期間

令和8年7月10日から8月17日

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

	令和7年度	令和6年度	増減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.87	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.87	30.00
実質公債費比率	11.9	13.6	△1.7	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	4.7	13.9	△9.1	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、「—」と記載している。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

	令和7年度	令和6年度	増減	経営健全化 基 準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
太陽光発電事業特別会計	—	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額を生じていないため、「—」と記載している。

2 総 括

(1) 今回の算定結果について

ア 実質赤字比率

令和 7 年度の実質赤字比率は、一般会計等では14億1,362万円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

なお、一般会計では、財政調整基金から2,505万円、市債管理基金から2億6,865万円、地域振興基金から8億1,251万円、公共施設整備基金から7,870万円それぞれ繰入れを行っている。

イ 連結実質赤字比率

令和 7 年度の連結実質赤字比率は、市全体（管理会財産区特別会計を除く）の会計で60億6,764万円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

ウ 実質公債費比率

令和 7 年度の実質公債費比率は11.9%で、前年度数値から1.7ポイント減少（改善）した。

エ 将来負担比率

令和 7 年度の将来負担比率は4.7%で、前年度数値から9.2ポイント減少（改善）した。

オ 資金不足比率

公営企業会計における令和 7 年度の資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため算定されない。

(2) 意 見

令和 7 年度決算に係る健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも前年度数値から改善し、早期健全化基準（実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%）を下回っている。

公営企業会計においては、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

市全体の市債の現在高は確実に減少しているが、類似団体と比較すると依然として高水準で推移している。

今後の財政については、社会保障関係経費や公共施設等の維持更新に要する経費の増加が見込まれる一方、一般財源の大幅な増加は見込みにくく、また、米国の関税措置や中東情勢をはじめとする国際情勢の変化に伴う原油価格・物価の動向等、今後の社会経済情勢による影響が見込まれることから、極めて厳しい状況にある。

「豊岡市長期財政見通し」により明らかになった間近に迫る「財政の危機」に備え、この危機を乗り越えるため、令和 5 年10月に策定した第 5 次行財政改革を着実に進め、行政サービスを持続的に提供可能な財務体質を目指すことが望まれる。

今後とも行財政改革を進め、既存事業の見直し、市債残高の着実な縮減、公営企業及び関係する団体の公債費負担の軽減など、引き続き財政健全化に向けた取組に努められたい。

審 査 資 料

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」「」……皆無又は該当数値なし
「0」………該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めのある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めによる。

1 審査の対象会計

各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲		
健全化法	豊岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	○一般会計 ○診療所事業特別会計 ○霊苑事業特別会計	実質赤字比率
	○国民健康保険事業特別会計(事業勘定) ○国民健康保険事業特別会計(直診勘定) ○後期高齢者医療事業特別会計 ○介護保険事業特別会計	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		連結実質赤字比率
公営企業会計	【法適用企業】 ○水道事業会計 ○下水道事業会計 【法非適用企業】 ○太陽光発電事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	○公立豊岡病院組合 ○北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合 兵庫県市町村職員退職手当組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般・特別)	資金不足比率
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	○兵庫県信用保証協会(損失補償)	実質公債費比率 将来負担比率

(注)

1

資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定する。

2

法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業をいう。
法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。

3

管理会財産区特別会計は、上記指標の対象外である。

2 健全化判断比率等の状況(総括表)

(1) 健全化判断比率

当該年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位: %、ポイント)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	令和7年度	△ 4.93	△ 21.18	11.9	4.7
	令和6年度	△ 4.76	△ 22.47	13.6	13.9
	対前年度増減	△ 0.17	1.29	△ 1.7	△ 9.2
早期健全化基準		11.87	16.87	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字がないため、△表示となっている。

(2) 資金不足比率

当該年度の資金不足比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位: %)

会計名	比 率			経営健全化 基 準
	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
水道事業会計	△ 132.44	△ 126.19	△ 6.25	20.00
下水道事業会計	△ 114.88	△ 118.53	3.65	
太陽光発電事業特別会計	△ 10.63	△ 9.93	△ 0.70	

(注) 資金不足が生じていないため、比率が△表示となっている。

3 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、豊岡市の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。）に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

① 一般会計等の実質赤字額

(単位:千円)

区 分	一般会計	診療所事業特別会計	霊苑事業特別会計
歳 入 総 額 ①	55,609,048	196,236	10,610
歳 出 総 額 ②	53,689,074	267,157	9,227
歳入歳出差引額 ③=①-②	1,919,974	△ 70,921	1,383
翌年度に繰り越すべき財源 ④	436,808	—	—
実 質 収 支 額 ③-④	1,483,166 ア	△ 70,921 イ	1,383 ウ

(注) 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

$$\text{実 質 赤 字 額 } \{ \Delta (\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}) \} = \Delta 1,413,628 \text{ 千円 } A$$

$$\text{標準財政規模} = 28,641,117 \text{ 千円 } B$$

$$(A / B) \times 100 = \frac{\Delta 1,413,628 \text{ 千円}}{28,641,117 \text{ 千円}} = \Delta 4.93 \%$$

実質赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

<標準財政規模>

(単位:千円、%)

項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	12,508,317	12,118,616	389,701	3.2
普 通 交 付 税 額	16,132,800	15,132,249	1,000,551	6.6
臨時財政対策債発行可能額	—	70,443	△ 70,443	皆減
合 計	28,641,117	27,321,308	1,319,809	4.8

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、豊岡市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、豊岡市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			令和7年度	令和6年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		1,483,166	1,344,145	139,021
	一般会計等に属 する特別会計	診 療 所 事 業 特 別 会 計	△ 70,921	△ 48,352	△ 22,569
		霊 苑 事 業 特 別 会 計	1,383	5,285	△ 3,902
	小 計 A		1,413,628	1,301,078	112,550
一般会計 等以外の 特別会計 のうち公営 企業に係 る特別会 計以外の 会計	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）		106,106	68,185	37,921
	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）		8,976	7,070	1,906
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計		47,498	38,967	8,531
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計		405,183	471,816	△ 66,633
	小 計 B		567,763	586,038	△ 18,275
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水 道 事 業 会 計	2,185,561	2,295,712	△ 110,151
		下 水 道 事 業 会 計	1,889,626	1,947,839	△ 58,213
	法非適用	太 陽 光 発 電 事 業 特 別 会 計	11,062	9,973	1,089
	小 計 C		4,086,249	4,253,524	△ 167,275
合 計 (D=A+B+C)			6,067,640	6,140,640	△ 73,000
標 準 財 政 規 模 E			28,641,117	27,321,308	1,319,809

(注) 公営企業会計では、実質収支額を資金不足額又は剰余額と読み替える。

$$\text{連結実質赤字額(D)} = \boxed{\triangle 6,067,640 \text{ 千円}}$$

$$(D \div E) \times 100 = \frac{\triangle 6,067,640 \text{ 千円}}{28,641,117 \text{ 千円}} = \boxed{\triangle 21.18 \%}$$

連結実質
赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

(参考)

表1 令和7年度一般会計及び特別会計の決算額

(単位:千円)

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り越 すべき財源 (3)	実質収支額 (1) - (2) - (3)
一 般 会 計	55,609,048	53,689,074	436,808	1,483,166
診 療 所 事 業 特 別 会 計	196,236	267,157	-	△ 70,921
霊 苑 事 業 特 別 会 計	10,610	9,227	-	1,383
一 般 会 計 等 の 計	55,815,894	53,965,458	436,808	1,413,628
国民健康保険事業特別会計 (事 業 勘 定)	8,264,156	8,158,050	-	106,106
国民健康保険事業特別会計 (直 診 勘 定)	89,235	80,259	-	8,976
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	1,608,251	1,560,753	-	47,498
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	10,413,647	10,008,464	-	405,183
特 別 会 計 の 計	20,375,289	19,807,526	-	567,763

表2 公営企業会計別資金不足額(剰余額)

(単位:千円)

会 計 名		流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法 適 用	水 道 事 業 会 計	2,556,502	-	370,941	-	2,185,561
	下 水 道 事 業 会 計	2,527,599	-	637,973	-	1,889,626
	小 計	5,084,101	-	1,008,914	-	4,075,187

(単位:千円)

会 計 名		歳入額 (1)	算入地方債 (2)	歳出額 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法非 適用	太陽光発電事業特別会計	120,079	-	109,017	-	11,062
	小 計	120,079	-	109,017	-	11,062
合 計		5,204,180	-	1,117,931	-	4,086,249

(注)「流動資産等」は、流動資産から控除財源を引き、貸倒引当金を加えた額である。

「流動負債等」は、流動負債から控除企業債、控除引当金を差し引いた額である。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率とは、豊岡市が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

<算定式>

実質公債費比率 =
$$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$$

- A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)
- B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)
- C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D : 元利償還金又は準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入(準)公債費の額)
- E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

(単位:千円)

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
A 地方債の元利償還金(=a1-a2-a3)		5,213,120	5,665,670	6,066,118
	一般会計等に係る公債費 a1	5,885,853	5,691,370	6,100,589
	繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 a2	642,733	5,700	24,471
	満期一括償還地方債の元金償還額 a3	30,000	20,000	10,000
B 地方債の準元利償還金(=b1+b2+b3+b4+b5)		3,502,224	3,158,396	3,541,985
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 b1	1,667	1,667	-
	公営企業債の償還財源に充てられたと認められる繰入金 b2	2,673,002	2,344,663	2,690,183
	下水道事業特別会計	2,447,689	2,116,927	2,454,999
	水道事業特別会計	225,076	227,575	235,088
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	237	161	96
	一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 b3	827,555	812,066	851,802
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(社会福祉法人施設建設借入金) b4	-	-	-
	一時借入金利子(繰替運用を除く。) b5	-	-	-
C 地方債償還に充当される特定財源(=c1+c2+c3+c4+c5)		197,157	122,658	100,815
	国県等からの利子補給 c1	-	-	-
	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 c2	-	-	-
	公営住宅使用料 c3	62,760	63,950	100,583
	都市計画税充当額 c4	115	136	232
	その他特定財源(湯島財産区特別会計繰入金、駐車場使用料等) c5	134,282	58,572	-
D 基準財政需要額算入額(=D1)		6,359,373	6,071,764	6,618,938
	一般会計等公債費算入額(D1=d1+d2+d3)	6,359,373	6,071,764	6,618,938
	事業費補正額 d1	1,881,873	1,459,987	1,835,694
	災害復旧費等算入額 d2	3,697,146	3,929,411	4,126,205
	密度補正算入額 d3	780,354	682,366	657,039
E 標準財政規模(=e1+e2+e3)		28,641,117	27,321,308	27,517,638
	標準税収入額等 e1	12,508,317	12,118,616	12,279,085
	普通交付税額 e2	16,132,800	15,132,249	15,085,168
	臨時財政対策債発行可能額 e3	-	70,443	153,385

＜実質公債費比率の状況＞

(単位:千円)

$$\begin{array}{l} \text{令和7年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 5,213,120 \quad + \quad 3,502,224 \quad) - (\quad 197,157 \quad + \quad 6,359,373 \quad)}{28,641,117 - 6,359,373} = \boxed{9.68871\%}$$

$$\begin{array}{l} \text{令和6年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 5,665,670 \quad + \quad 3,158,396 \quad) - (\quad 122,658 \quad + \quad 6,071,764 \quad)}{27,321,308 - 6,071,764} = \boxed{12.37506\%}$$

$$\begin{array}{l} \text{令和5年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,066,118 \quad + \quad 3,541,985 \quad) - (\quad 100,815 \quad + \quad 6,618,938 \quad)}{27,517,638 - 6,618,938} = \boxed{13.82072\%}$$

(注) 単年度実質公債費比率は、小数点以下第6位を四捨五入している。

**実質公債費比率
(3か年平均)**

11.9 %

(注) 実質公債費比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

＜実質公債費比率の推移＞

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
11.9%	13.6%	14.1%	14.3%	14.1%	13.8%	13.3%

(注) 直近3か年の平均

【参考】 類似団体等との比較(令和6年度決算)

総務省令和6年度財政状況資料に基づく。

区 分	実質公債費比率
兵 庫 県 平 均	6.1%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	5.9%
兵庫県内類似団体(注)(芦屋市)	8.4%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

(4)将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、豊岡市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

<算定式>

将来負担比率 =
$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A : 将来負担額
B : 充当可能基金額(地方債償還額等に充てることができる基金)
C : 充当可能特定財源見込額(地方債償還額等に充てることができる特定財源)
D : 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額
E : 標準財政規模 (28,641,117 千円)
F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (6,359,373 千円)

(注) 実質公債費比率算定で用いたD基準財政需要額算入額の数値

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
A 将来負担額(A1+A2+A3+A4+A5+A6+A7)		76,230,012	81,241,594	87,574,099
当該年度末一般会計等地方債現在高(=a1+a2+a3)	A1	33,707,909	35,965,624	39,127,316
一般会計	a1	33,639,450	35,914,382	39,069,890
診療所事業特別会計	a2	68,459	51,242	57,426
霊苑事業特別会計	a3	-	-	-
債務負担行為に基づく支出予定額(=a4+a5)	A2	-	-	-
土地開発公社依頼土地買戻し	a4	-	-	-
社会福祉法人の施設建設に係るもの	a5	-	-	-
公営企業債等繰入見込額(=a6+a7+a8+a9)	A3	28,623,194	30,677,611	33,141,804
水道事業会計	a6	1,657,366	1,849,652	1,391,825
下水道事業会計	a7	26,963,794	28,826,663	31,748,894
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	a8	2,034	1,296	1,085
宅地事業特別会計	a9	-	-	-
組合等の地方債の元金償還に充てる本市負担見込額(=a10)	A4	8,588,615	9,169,491	9,819,655
公立豊岡病院組合	a10	8,588,615	9,169,491	9,819,655
退職手当負担見込額(=a11+a12-a13)	A5	5,310,294	5,428,868	5,485,324
一般職退職手当支給予定額	a11	5,996,160	5,939,677	5,928,724
特別職退職手当支給予定額	a12	26,690	32,695	23,115
退職手当組合積立不足額	a13	712,556	543,504	466,515
設立法人の負担額等に係る一般会計等の負担見込額(=a14+a15+a16)	A6	-	-	-
土地開発公社	a14	-	-	-
第三セクター	a15	-	-	-
その他の債務補償債務等(兵庫県信用保証協会)	a16	-	-	-
連結実質赤字額(=a17+a18+a19)	A7	-	-	-
市会計	a17	-	-	-
公立豊岡病院組合	a18	-	-	-
北但行政事務組合他5団体	a19	-	-	-

(注) 北但行政事務組合他5団体とは、但馬広域行政事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町交通災害共済組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般会計・特別会計)である。

(単位:千円)

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
B 充当可能基金額(=b1～b13合計額)		21,802,892	21,535,153	20,852,678
	財政調整基金 b1	6,483,717	6,102,384	5,867,340
	減債基金 b2	3,874,475	4,013,824	3,445,328
	福祉基金 b3	954,616	1,064,407	1,170,638
	公共施設整備基金 b4	7,087,083	7,106,580	7,146,732
	コウノトリ基金 b5	20,858	22,429	31,143
	水と土保全対策基金 b6	30,000	30,000	30,000
	奨学基金 b7	220,878	214,165	200,536
	植村直己顕彰基金 b8	47,048	47,048	47,048
	被災者生活再建支援基金 b9	495,396	493,780	493,107
	国民健康保険財政調整基金 b10	265,187	314,159	378,418
	介護保険給付費準備基金 b11	1,065,971	918,545	903,661
	土地開発基金 b12	902,468	887,468	872,468
	その他の基金 b13	355,195	320,364	266,259
C 充当可能特定財源見込額(=c1～c8合計額)		351,013	392,333	456,117
	国庫支出金等 c1	-	-	-
	転貸債に係る償還金(住宅新築・改修資金貸付金、災害援護資金等) c2	43,663	45,263	45,896
	公営住宅使用料 c3	238,891	295,828	352,795
	都市計画税 c4	-	-	-
	診療所収入 c5	68,459	51,242	57,426
	駐車場収入 c6	-	-	-
	湯島財産区特別会計繰入金 c7	-	-	-
	霊苑永代使用料 c8	-	-	-
D (=d1～d19合計額)		53,007,363	56,344,803	60,566,427
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	消防費 d1	-	-	-
	道路橋りょう費 d2	-	-	1,074
	港湾費 d3	-	-	-
	都市計画費 d4	-	-	-
	公園費 d5	-	-	-
	下水道費 d6	17,412,871	18,699,913	19,840,860
	その他の土木費 d7	38,697	21,705	12,346
	小学校費 d8	70,225	91,145	107,638
	中学校費 d9	18,722	23,064	27,279
	高等学校費 d10	-	-	-
	社会福祉費 d11	-	-	-
	保健衛生費 d12	5,665,675	6,178,675	6,452,121
	こども子育て費 d13	58,412	59,718	46,410
	高齢者保健福祉費 d14	-	-	-
	清掃費 d15	377	508	837
	農業行政費 d16	2,621	2,709	2,708
	林野水産行政費 d17	-	-	-
	地域振興費 d18	1,565,467	1,225,553	1,102,966
	公債費 d19	28,174,296	30,041,813	32,972,188
	災害復旧費	170,168	206,617	211,521
内訳	辺地対策事業債償還費	433,665	430,880	432,720
	補正予算債償還費	716,749	507,649	473,684
	地方税減収補填債償還費	116,509	124,216	131,798
	財源対策債償還費	326,946	306,886	287,903
	減税補填債償還費	5,454	18,736	39,026
	臨時財政対策債償還費	11,863,604	13,266,391	14,895,799

(単位:千円)

区 分				令和7年度	令和6年度	令和5年度
つ づ き			東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	4,050,730	4,082,227	4,212,313
			国土強靱化施策償還費	1,403,678	1,193,040	1,001,984
			過疎対策事業償還費	2,489,305	2,107,824	1,902,249
			合併特例償還費	6,597,488	7,797,347	9,383,191
			その他の起償償還費	-	-	-

(単位:千円)

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
実質的な将来負担額 [A-(B+C+D)]	1,068,744	2,969,305	5,698,877
市民一人当たりの実質的な将来負担額	14	39	74

(参考) 住基人口(人) 73,744 75,189 76,586

(注) 算出に当たっては、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)を用いている。

＜将来負担比率の状況＞ (令和7年度)

(単位:千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{76,230,012 - (21,802,892 + 351,013 + 53,007,363)}{28,641,117 - 6,359,373} = 4.7 \%$$

(注) 将来負担比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

＜将来負担比率の推移＞

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
4.7%	13.9%	27.2%	44.7%	56.2%	69.3%	74.5%

【参考】 類似団体等との比較(令和6年度決算)

総務省令和6年度財政状況資料に基づく。

区 分	将来負担比率
兵 庫 県 平 均	16.6%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	17.8%
兵庫県内類似団体(注) (芦屋市)	30.5%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

4 資金不足比率について

資金不足比率とは、豊岡市の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○水道事業会計〔法適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
資金不足額(=a-b+c-d+e)	A	△ 2,185,561	△ 2,295,712	△ 2,834,346
流動負債	a	1,329,850	1,296,931	1,193,757
控除企業債等	b	958,909	988,151	997,678
算入地方債	c	—	—	—
流動資産	d	2,556,502	2,604,492	3,030,425
控除財源等	e	—	—	—
事業の規模(営業収益の額)	B	1,650,214	1,819,182	1,798,548
A/B×100		△ 132.44	△ 126.19	△ 157.59
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○下水道事業会計〔法適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
資金不足額(=a-b+c-d+e)	A	△ 1,889,626	△ 1,947,839	△ 2,299,495
流動負債	a	4,249,674	5,052,580	5,041,712
控除企業債等	b	3,611,701	3,756,185	3,730,074
算入地方債	c	—	—	—
流動資産	d	2,527,599	3,244,234	3,611,133
控除財源等	e	—	—	—
事業の規模(営業収益の額)	B	1,644,849	1,643,223	1,652,587
A/B×100		△ 114.88	△ 118.53	△ 139.14
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○太陽光発電事業特別会計〔法非適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
資金不足額(=a+b-c+d-e)	A	△ 11,062	△ 9,973	△ 4,743
歳出額	a	109,017	100,593	133,064
算入地方債	b	—	—	—
歳入額	c	120,079	110,566	137,807
繰越額	d	—	—	—
未収入特定財源	e	—	—	—
事業の規模(営業収益の額)	B	104,039	100,412	113,537
A/B×100		△ 10.63	△ 9.93	△ 4.17
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。